

令和5年第2回北海道議会定例会 予特（第1分科会）開催状況（環境生活部）

開催年月日 令和5年7月10日（月）  
 質問者 民主・道民連合 高橋 亨 委員  
 答弁者 環境生活部長 加納 孝之  
 暮らし安全局長 佐藤 圭子  
 道民生活課長 本田 晃

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>一 LGBTについて</b></p> <p><b>（一）道が行った全道調査の評価について</b>                  道は令和4年9月に、LGBTを含む性的マイノリティに関する各自治体の施策調査を行いました。未回答の4自治体以外の175自治体が答えを寄せてくれました。その結果、能動的に住民の意識調査及び各自治体に寄せられる相談や苦情、当事者や支援団体からの聞き取りなどでマイノリティのニーズを把握したと答えたのが、合わせて43自治体でした。回答自治体の約25%のみとなっております。このことについての道の見解をお聞きます。</p> <p><b>（二）自治体の意識醸成について</b>                  性的マイノリティへの差別の問題がこれだけ国内で議論されているにも関わらず、関心が薄い自治体が道内に75%もあると、これ自体は意外でした。道は、これまで理解増進に努めると言っておりましたが、これが実態なのであります。調査はこれまでも取り組んできたことが無く、今後も取り組む予定が無いと答えたのが135自治体でしたが、その多くが取り組みの手法が分からない、また、制度として道や政府が主体的に行うべきだという意見が多く出されました。この意見に対して、道はどのように応えていくつもりなのかお伺いします。</p> <p><b>（再質問）</b>                  先ほどそちらの方で答えいただいたようにですね、なかなか自分で当事者がですね、自分から話すことができないことがあると言っておきながら、今一方ではですね、当事者を講師としてセミナーを行うということですが、これはちょっと矛盾している言い方ではないかなというふうに思っております。まずはですね、問題なのは自治体の担当者、この方ですね無理解や消極的であっては、なかなか物事が前に進まない、住民理解など望むべくもないというふうに思う訳であります。振興局が中心になりまして、各自治体の担当者を集めて道の考え方や、先行している自治体の状況などをまさしくプッシュ型で行うことから始めなければならないと思いますが、お考えをお聞きます。</p> <p>まずはですね、市町村の担当者の意識を高めていただきたいというふうに思う訳であります。アンケートはそのことを如実に語っているというふうに思っています。</p>	<p><b>（道民生活課長）</b>                  道が実施した調査についてであります。回答をいただいた175の自治体のうち、約75%が、性的マイノリティに関する施策ニーズを把握していないとのことでありましたが、当事者の方々の中に、周囲の無理解や差別、偏見等を恐れて、自身の性のあり方を伝えることができない方は多く、人知れず悩み、日々生きづらさを感じている方もおられるものと考えております。道といたしましては、引き続き、道内自治体に対し、性の多様性に関する理解と当事者の存在への気付きを広げていくためのセミナーや情報提供などを行ってまいります。</p> <p><b>（暮らし安全局長）</b>                  道内市町村への対応についてであります。道では、これまでも、職場向けの「にじいろガイドブック」の発行や活用の促進など、性の多様性や性的マイノリティの方が直面している課題などについて市町村の理解を深めるための取組を進めてまいりました。今後は、先に成立した、いわゆるLGBT理解増進法に基づき、国において策定される基本計画や施策の方向を注視しながら、道内市町村に対し、当事者を講師とするセミナーの開催や、多様な相談窓口の紹介などを進め、また、パートナーシップ制度など性的マイノリティの方々に関する施策について、道内外の運用状況を把握し、情報共有するなど、地域における議論や取組が進むよう、支援に努めてまいります。</p> <p><b>（暮らし安全局長）</b>                  自治体の意識醸成についてでございますが、住民に身近な事務を担う市町村が、性的マイノリティの方々の自らの性的指向や性自認を明らかにすることが難しい現状や、抱えている生きづらさなどについて、理解を深めていただくことは、大変重要であると認識しております。引き続き、振興局とも連携し、市町村を対象に、地域の当事者や支援者の方々を講師としたセミナーなどを道内各地で実施いたしまして、性の多様性への理解促進に関する道の取組方向や、道内外の自治体の動向、身近にある課題などを、参加される自治体関係者に丁寧にお伝えするなど、地域において取組が進められるよう、支援をしてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(三) 全道で導入したパートナー制度や条例の人口カバー率について</b></p> <p>この間パートナー制度の条例化やパートナーシップ制度を導入した自治体の道内の人口のカバー率はいくらか教えていただきたいと思います。</p> <p><b>(再質問)</b></p> <p>制度を導入した自治体の数も大事なんですけれども、結果的には人口をどのくらいカバーしているのかということがですね大きな意味を持つというふうに思う訳であります。すでに北海道の場合、人口のカバー率は56%ということでございます。これは過半数を超えているということでございます。先行しているのは都市部であって、問題は取組が進んでいない町村部ということになるというふうに思っております。認識が一緒であれば、対策の打ちようもできるだろうというふうに思います。まずは、自治体の中でも制度を有していない「市」に理解してもらうことが大事だろうと思っております。また、制度を導入した自治体のとおり町にも同じような制度を導入してもらい転居の際にもスムーズにサービスが移行できるように考えていかなければならないというふうに思いますけれども、見解をお聞きます。</p> <p>大事なのはそういうことなんですよ。旭川良いなというふうに思います。私、函館ですけども、隣の北斗市も制度持ってます。七飯町はない。でもこの3つの自治体は生活圏なんですよ。お互いにですね、昼・夜、仕事をする生活をするこの場は大体この圏内で行き来しているんです。サービスも全く違うということになるわけでございます。この札幌のですね、札幌は制度を導入してますけれども、周りの衛星都市はまったくないという状況になってます。でも生活圏は一緒なんですよ。そこが大事だというふうに思ってます。したがってですね、今お話があったようにですね、そういうところからどんどん面として広げていくということを取り組んでいただきたいというふうに思っております。</p>	<p><b>(道民生活課長)</b></p> <p>パートナーシップ制度についてであります。本年6月時点で、道内でパートナーシップ制度を導入している自治体は、札幌市、江別市など8市となっており、直近の令和4年1月1日現在の住民基本台帳によれば、8市の人口の合計は道全体の約56%となります。</p> <p><b>(くらし安全局長)</b></p> <p>パートナーシップ制度についてでございますが、道内では、これまでに8市がこの制度を導入しており、また、上川管内においては、旭川市が要綱案を作成し、周辺の8町との連携による上川中部圏での導入の検討が進められているものと承知しております。道といたしましては、制度の導入については、それぞれの地域の実情に応じて議論や検討が進められていくことが望ましいものと考えておまして、旭川市周辺の連携の動きなど、道内の取組状況の周知や、連携の促進など市町村の実情に応じた議論や取組が進むよう支援してまいります。</p>
<p><b>(四) 札幌市の「フレンドリー企業」制度と道の評価について</b></p> <p>札幌市では、LGBTなど性的少数者が働きやすい企業として「LGBTフレンドリー企業」を認定しております。その企業がもう70社以上になったことが報道されました。そして企業間や当事者、自治体などが積極的に交流して、地域での多様性尊重の機運を高める活動しております。道はこの取り組みをどのように評価しているのかお伺いします。</p> <p><b>(再質問)</b></p> <p>道もですね、この制度については非常に高い評価をされてると受け止めます。であれば、道としてもですね、この取組を全道に広める価値はあるというふうに思うわけでありまして、是非、このことを検討すべきだと思います。多様性を重んじる事業所・企業という</p>	<p><b>(道民生活課長)</b></p> <p>企業における取組についてであります。札幌市の「LGBTフレンドリー指標制度」に登録し、企業において、性的マイノリティに関する取組が推進されますことは、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが働きやすい環境を整えていく上で有効でありまして、職場における従業員の理解促進や性的マイノリティの方々への適切な配慮の輪の広がりにつながるものと考えております。</p> <p><b>(くらし安全局長)</b></p> <p>企業における取組についてでございますが、道においては、「札幌市LGBTフレンドリー指標制度」を道の性的マイノリティ施策に関するホームページ等におきまして、広くお知らせするとともに、本年2月に道が創設いたしました「人権配慮企業登録・紹介制度」</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>イメージはですね、消費者に好意的に受け入れられるだろうというふうに思っています。札幌市以外にもですね、進出するラピダスは千歳市です。さらにデータセンターも石狩管内に入ってくるかもしれません。札幌市ではない訳です。ですからその枠を超えてそういう制度を運用していただきたいと思っております。進出してくる企業はですねIT関係が非常に多いかもしれませんが、このことについて非常に理解の高い企業ばかりだと思っておりますので、ぜひそういうところにも声をかけやすいような全道を網にかけた取組をしていただきたいと思っております。そういうことも含めて自治体を超えての枠、これについてお考えがあれば、お聞きしたいと思います。</p> <p>残念ながらですね、道の企業登録・紹介制度、これについてはそれ自体知られていないんですね。これまで以上にインパクトのある取組が必要だというふうに思う訳でございます。企業はですね、先ほど申し上げましたけれども、多様性に寛大なイメージ、これは非常に大きいイメージアップになります。道の制度はですね、心を動かさないんですね。もっと工夫していただきたいというふうに思います。</p> <p><b>(五) 不当な差別について</b></p> <p>国会でも多くの議論が行われた今回の法案です。この中に「不当な差別はあってはならない」との文章が含まれています。法理学者も困惑してしまうこの「不当な差別」とはどのようなものなのか、自治体は法に従って行政を進めなければなりません。その段階で必ず「不当な差別」とはどのように判断するのかが問われるというふうに思っております。道の見解をお聞きします。</p> <p>憲法14条1項はですね、すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により政治的、経済的又は社会的な関係において、差別されないとされております。これはすべての差別があってはいけないという内容です。すなわち差別禁止ということでもあります。法における文言次第によつてですね、憲法に抵触する可能性を秘めているというふうに思いますので、どういう文書が出るかこれから注視していきたいというふうには思っております。</p> <p><b>(六) 科学的ジェンダーについて</b></p> <p>さて、これは21年の放送なんですけれども、NHKスペシャルで「ジェンダーサイエンス」という番組が放送されました。最新の科学を駆使して男女の性差の謎について迫っていました。見た方もおいでだと思いますけれども、その中で「生物的に考えると、みんながLGBTの素質を持っている」と、専門家が指摘しております。ホルモン分泌や自己認識を司る脳の部位は海馬や小脳虫部、上前頭回、尾状核(びじょうかく)が司り、この大きさは千差万別で、イスラエルの研究チームが1400人の脳をMRIで調べた結果、全ての人の脳は、男性的特徴と女性的特徴とが様々な濃淡で組み合わさっており、90%が「男女モザイク脳」だ</p>	<p>を活用いたしまして、性的マイノリティ分野を含む人権配慮の取組を行っている道内企業を登録いたしまして、その取組をご紹介しているところでございます。今後も、市町村や事業者の方々等を対象といたしました理解促進セミナーで紹介するなど、様々な機会を活用して、性の多様性に配慮した企業の取組の情報発信に努めてまいります。</p> <p><b>(道民生活課長)</b></p> <p>いわゆる「LGBT理解増進法」についてであります。先に成立した、この法につきましては、現在、国が、同法に基づき、基本計画や運用指針を検討している段階にありまして、法令上の文言の解釈などにつきましては、その策定を踏まえるべきものと考えております。道といたしましては、引き続き、性的マイノリティの方々が性的指向や性自認を理由とした差別などを受けることのないよう、性の多様性への理解促進などに努めてまいります。</p> <p><b>(道民生活課長)</b></p> <p>性の多様性についてであります。性のあり方は多様であり、生まれたときに割り当てられた性別、からだの性だけで区別できるものではなく、性自認、こころの性や性的指向、性表現は人それぞれであると認識しております。道といたしましては、性の多様性を認め合い、偏見や差別のない誰もが自分らしく生きることが出来る社会の実現に向け、より多くの道民の方々に理解を深めていただけるよう取組を進めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>ったと言うことであります。すなわち、誰もが性的マイノリティーの「素質を持っている」ということになる訳です。別の研究では、誰が好きかという性的指向も神経核が関わっていますが、そこも神経細胞の数の違いがあって、それもグラデーションになっている。生物的に考えると、みんながLGBTの素質もっている。いずれは男性ホルモン、女性ホルモンという言葉も無くなっていく、とのことでございます。長い間、性別については「男と女」の二つと思いついて来たことに、この番組は的確に指摘をいたしました。この科学的な立証について、道はどのような認識をお持ちなのか、お考えをお聞きしたいと思います。</p> <p><b>(再質問)</b> もう理解は深まっていると思います。皆さんのお考えも私の考えもですね、同じだというふうに思っています。アンケート調査ではですね、70%以上の方が多様性については理解をしているという状況です。これ以上皆さん何を望むんですか。もう既に全道の56%はカバーされている。さらに理解、いつまで、どこに基準を置くのですか。それは75%ですか、100%ですか。あとは制度として実施するだけではないでしょうか。「生まれたときに割り当てられた性別、からだの性で区別出来るものではない」、「性自認、心の性、性的指向、性表現は人それぞれ」と、自信と確信を持って性の多様性を認め合うべきと認識されている。それが道だと思っています。なぜ、パートナーシップ制度の導入をしないのか、お聞きします。</p> <p>何も戸籍制度をなんとかせいと言っている訳でもないですし、同性婚を認めると言っている訳じゃないです。制度として導入してくださいということですから、なんで市町村が関係あるんですか。じゃあそうしたら既に16都府県で進めていますよ。そこは矛盾していませんかやっつては。47都道府県のうちですね、16もやっつてると、北海道はもう真ん中にきているんですよ。このままいくと北海道が一番最後になってくる。何をためらっているんですか。知事は何の興味もないんですかこの問題については。理解、理解ってばかり言ってますけど。</p> <p><b>(七) 厚労省通知について</b> 6月23日付の「厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長発」の通知文書が都道府県・保健所設置市・特別区あてに発令されました。その内容は、＜衛生等管理要領により「概ね7歳以上の男女を混浴させないこと」などを定めているわけであります。 自民党内の会議において「性自認」については、「心は女性だからと偽って女性トイレや女湯に入ってしまうことが想定される。」と想像たくましく議論が行われた時期と重なっております。ちなみに、道の保健福祉部では、「今回の厚労省通知は、公衆浴場や旅館業などの関係機関に文書通知をいたしましたけれども、改めて、これまでの運用と変わるものではないこともお伝えします。」という文書もつけ加えました。行政も首をかしげるような今回の厚労省通知でしたね。混浴は日本の文化であるというふうに私は思っています。国内各地の温泉には多くの混浴施設があり、堂々と営業</p>	<p><b>(くらし安全局長)</b> パートナーシップ制度についてでございますが、この制度は、住民登録などの事務を担う市町村において、制度に対する地域住民の方々の理解や必要性など、その実情に応じて議論・検討が進められていくことが望ましいものと考えております。道といたしましては、制度を導入した自治体の取組の周知や連携の促進など市町村の実情に応じた議論や取組が進むよう支援してまいります。</p> <p><b>(道民生活課長)</b> 厚生労働省通知についてであります。当部におきましては、共同浴室における男女の取扱につきましては、従前から変更がないものと承知しております。道といたしましては、性的マイノリティーの方々の安心を含め、全ての国民が安心して生活することができるよう、引き続き、性の多様性の理解促進に取り組んでまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>しております。市内の公衆浴場に男性が「自分は女性だ」などとして入るなどはLGBTの問題ではなく犯罪です。為にする議論でしかありません。ジェンダー問題を所管する環境生活部の見解をお聞きます。</p> <p>まったく馬鹿げた通知ですよ。そして、道の方もわかっているから、今までと全く変わりませんということであらためて付け加えたということであり、何のための厚労省通知か意味が全くわかりません。</p> <p><b>(八) 全国各地裁の判決への評価について</b>  同性婚について、全国5つの地裁で争われてきました。憲法14条の「法の下での平等」、24条の「婚姻の自由」、これに明確に「違憲」という判断を示したのが札幌地裁と名古屋地裁です。「違憲状態」であると判断したのが福岡地裁と東京地裁です。「合憲」と判断したのが大阪地裁でしたが、大阪地裁でも「同性カップルが関係性を公的に認められない不利益は問題であり、法的措置を執らなければ将来的に違憲となる」という認識を示しました。この5つの地方裁判所の判決について、行政として何を感じるのかお聞きしたいと思います。</p> <p>同性婚の話をしましたけど、これはつながっているわけですし、生きづらさをどう解決するかということです。同じ人権としてどうやって認めていくかということなんです。ですから「同根」なんです、同じ根っこの問題なんです。たぶん今お話しされたように控訴されますから、上部の裁判所で判断されると思います。高裁に行くと、高裁で差し戻しをかけられるかどうか、これはまだわかりません。最高裁に行ったとしても、憲法を判断する最高裁に行ったとしても、たぶん最高裁は判断しないでしょう、この問題。最近の最高裁はそういう状況でございますから。ですから、あまり期待はしていないというふうに思っております。</p> <p><b>(九) 行政が実践すべき平等について</b>  知事はこの間、多様性を尊重することの重要性、そして、あらゆる人を包み込む社会的包摂を基本とする行政を標榜していたと私は認識しております。「相手の立場になって考える」、これは知事の著書にも重ねて書いてあります。そして、その下で具体的に行政を実践される皆さんも同じ価値観を共有されていなければいけないと思います。さて、行政が実践すべき多様性の尊重とは、そして社会的包摂とは何なのか、その到達点である平等とは何なのか、お考えをお聞きしたいと思います。</p>	<p><b>(くらし安全局長)</b>  同性婚訴訟についてでございますが、これまでに、全国5箇所の地方裁判所で判決が示され、裁判所によってその判断が分かれている点もあり、いずれも未だ係争中であると承知をしております。道といたしましては、性的指向や性自認を理由とした差別を受けることがない社会を実現することが重要と認識している一方で、本件につきましては、婚姻制度の今後に関わるものでございまして、国における議論を注視してまいりたいと考えております。</p> <p><b>(くらし安全局長)</b>  道における人権施策についてでございますが、人権の尊重は、いつの時代も最大限尊重されなければならない人類共通の普遍理念であり、道におきましては、「人権施策推進基本方針」のもと、普遍的な視点からの取組とともに、女性や子ども、障がいのある方々などをめぐる様々な人権に関する課題につきまして、道民一人一人が、互いの個性など、多様性を尊重しながら、助け合い、支え合って暮らしていくことができるよう、道民の皆さまの人権意識を育むための人権教育や啓発を実施しているところでございます。また、この方針は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の、地方公共団体が実施すべき責務を示すものであり、性別や世代、国籍等様々な分野において施策が推進されることで、誰一人取り残されることのない地域社会が実現されることから、道といたしましては今後も、引き続き、家庭、学校、企業などとの協力、連携を深め、あらゆる場を通じて、基本方針に沿って、各般の施策を進めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(十) 人権への認識について</p> <p>とても立派な答えをいただきました。憲法の大きな柱となっている「基本的人権」とは何なのでしょう。行政は、この基本的人権をですね、行政の全てにおいて擁護し、守っていかねばならないものと私は認識しておりますけれども、道の見解をお聞きます。</p> <p>まったくその通りだというふうに思います。私たちと道はですね認識を同じくしているんですよ。残念ながらその道のトップがですね、未だに行政上の手続に差別を持ち込んだままにしているんです。実践すべき制度導入を判断できないでいるんです。なぜでしょう。既に先ほど申し上げましたけれども、16の都府県、18政令市を含む325の自治体で制度の導入や条例化を行っています。対象人口は8,898万人、人口カバー率70%です。今でもですねパートナーが手術をするに際しまして、その承諾をしてあげることができない。長年連れ添ったパートナーが亡くなった時に、その遺産を相続することを拒否されてしまっている。そういうことが続けられてきているんですよ。これからも知事はそのことを続けようとしているんですか。</p> <p>改めて、知事のお考えをお聞きしなければいけないなというふうに思っておりますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願いいたしまして、私の質問を終わります。</p>	<p>(環境生活部長)</p> <p>人権施策についてであります。基本的人権の尊重は、憲法の最も重要な理念の一つであり、個人の尊重と法の下での平等原則は、いつの時代におきましても最大限尊重されなければならない人類共通の普遍的理念であると認識しております。道では、令和3年7月に改定いたしました「人権施策推進基本方針」におきまして、道政における人権施策の基本的な考え方を示し、道の諸計画やプランに反映させておりまして、引き続き、市町村や民間団体、企業等との協力・連携を深めながら、家庭、学校、地域社会、職場などあらゆる場を通じて、人権教育や啓発を積極的に推進し、人権が尊重される地域社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p>